

## 水道使用量節減装置賃貸借仕様書

この仕様書は、岩手県立宮古病院（以下「甲」という。）と契約業者（以下「乙」という。）とが、水道使用量節減装置（以下「装置」という。）の賃貸借に関し、必要な事項を定めたものである。

- 1 賃貸をする装置の種類はエコタッチ※とする。  
※蛇口用「エコタッチ EWJ」、トイレ用「エコタッチ EWT」、シャワー用「エコタッチ EWS」とする。
- 2 設置場所は、別紙「岩手県立宮古病院 節水装置設置箇所一覧」のとおりとする。
- 3 契約期間内における使用見込数は 10,188 個（283 個×36 ヶ月）とする。
- 4 装置の設置、撤去及び設置箇所の変更は、甲の指定する期日までに、甲の指示により実施するものとする。
- 5 乙は、賃借物件を甲の使用に供するにあたり、正常な状態で稼働し得るように、技術員等を派遣して、点検及び調整を行うものとする。この場合、費用は乙の負担とする。
- 6 点検及び調整を行う場合は、事前に甲の了解を得て行うものとし、履行後はその都度速やかに甲に報告すること。また、技術員等を賃借物件の設置場所に立ち入らせる場合は、必ず身分を明らかにできる証明書を携行させるものとし、風紀、安全、衛生等に十分配慮するものとする。
- 7 故障の場合は技術員等を派遣し、速やかに修理等を実施するものとする。
- 8 代金は 1 ヶ月ごとに支払うものとし、毎月の賃借物件の給付の確認（検査）を終了した後、契約の相手から適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内の日とする。なお、単月の賃借数量は、月の初日（月の初日が週休日若しくは祝日等の場合は、月の最初の平日）に設置している数量を用いるものとし、毎月 15 日（週休日若しくは祝日等の場合は、明けて最初の平日）までに甲が乙へ別紙「岩手県立宮古病院 節水装置設置箇所一覧」へ変動数量を記載し報告することとする。
- 9 本仕様書の内容で疑義が生じた場合、又は、本仕様書に記載のない事項については誠意をもって協議し解決するものとする。





岩手県立宮古病院 節水装置設置箇所一覧

取付節水装置 取付箇所	小計	シャワー			トイレ		蛇口先のみ			
		T	フタナシ	フタナシ	美	TOTO	フタナシ	M24	A	M27
放射線技師控室	1								1	
循環器科	1								1	
内視鏡待合室	1								1	
心エコー室	1								1	
エコー室	1								1	
心電・心音筋電室	1								1	
内視鏡室	2								2	
内科外来	3								3	
泌尿器科	5								5	
脳神経外来	3								3	
整形外科	3								3	
救急外来	2								2	
医事課入口給湯室	1								1	
薬剤部	1								1	
薬剤部控室	1								1	
BF										
男子トイレ	2								1	1
女子トイレ	1								1	
放射線科	1								1	
女子更衣室	3	2				1				
男子更衣室	3	2				1				
厨房	7							1	6	
厨房事務室	1							1		
洗浄室	2								2	
下処理室	2								2	
女性職員休憩室	1								1	
中央監視室	1								1	
合計	283	12	6	0	0	3	50	2	205	5
	283	18			53		212			